

合併処理浄化槽処理水を道路側溝へ放流するための

排水管占用申請について

本庄県土整備事務所

道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を県管理道路側溝へ放流することは、原則として認めていません。

ただし、以下の基準を満たす場合、道路占用許可により合併処理浄化槽処理水を県管理道路側溝へ放流させることを例外的に認める場合があります。

<基準>

(1) 放流可能浄化槽からの放流であること

一戸建て住宅に設置される処理対象人員 10人槽以下の小型合併処理浄化槽

※上記以外（集合住宅、事業所、雨水排水、単独浄化槽等）は放流不可

(2) 放流可能地域であること

下水道法第4条第1項の事業計画の認可を受けた地域以外（下水道未整備区域）であって、流下能力に余裕がある県管理道路側溝と自己の敷地が2m以上接していること。

※県管理道路側溝の流下能力に影響すると判断される場合は、他の基準を満たしていても許可できない場合があります。

※県管理道路側溝が農業用排水路を兼ねている、あるいは接続されている場合は、農業用水路管理者への届出・協議等が必要となります。

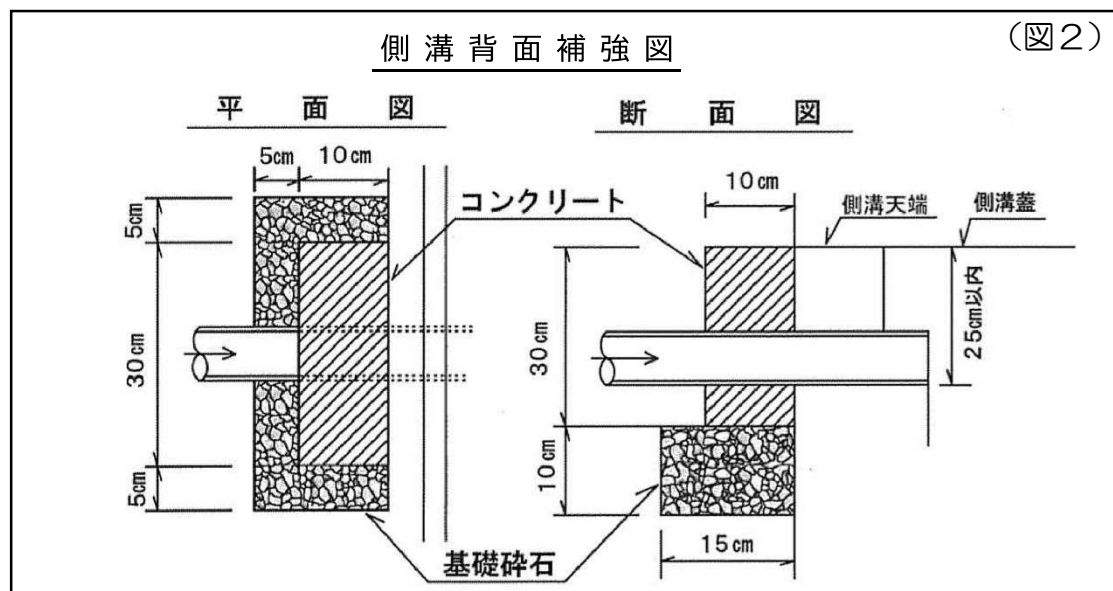
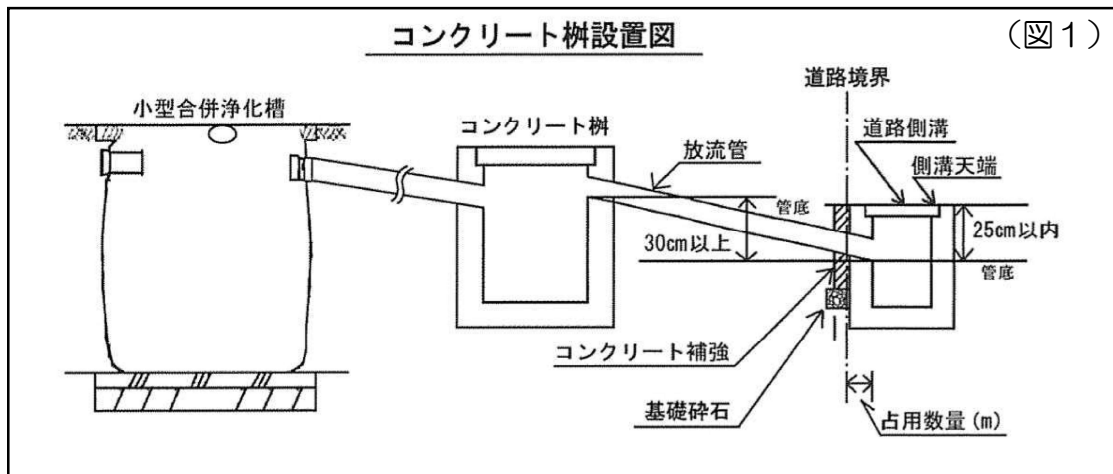
※具体的な放流可能地域の場所は、事務所備付地図でご確認ください。

(3) 県管理道路側溝以外に流末を確保することができないこと

市町の道路側溝や集落排水路等、県管理道路側溝以外の放流可能路がある場合は、そちらへ放流してください。

＜接続方法＞

- (1) 合併浄化槽から直接側溝に放流せず、敷地内にコンクリート枡（最終枡）を設けて上澄みを放流すること。
- (2) 最終枡の流出側管底高は、道路側溝に接続する地点の管底より 30 cm 以上高くすること（図 1 参照）。
30 cm 以上確保できない場合は、敷地内の管に逆流防止弁を設けること。
ただし、放流ポンプ層が設置され、または逆流防止弁や水質を確認できる枡を備えている場合は可とする。
- (3) 排水管は、側溝が満水時に流れ出るときの影響を考慮し、側溝天端から 25 cm 以内の高さに接続すること。
- (4) 排水管の接続により側溝壁の強度が低下するため、側溝の背面をコンクリート（30 cm×30 cm×10 cm）及び基礎碎石で補強すること（図 2 参照）。
- (5) 排水管の接続後は、コンクリートやモルタルを充填し仕上げを行うこと。
- (6) 雨水排水等の側溝への放流は一切認めないことから、最終枡にほかの排水管等を接続しないこと。
- (7) 既設排水管を廃止する場合は、接続部を閉塞すること。



新規更新変更

指令本整第号

年

月

日

道路占用許可申請書

協議

（あて先）

埼玉県本庄県土整備事務所長

〒000-0000

住所本庄市北堀00000

氏名0000

担当者株式会社00設計0000

TEL0495-00-0000

E-mail000@00.co.jp

道路法第32条第35条の規定により許可を申請します。

協議

占用の目的	合併処理浄化槽設置に伴う処理水の側溝放流				
占用場所	路線名	県道0000	号線	車道	歩道・その他
	場所	本庄市北堀00000地先から地先まで			
占用物件	名称	排水管	規模	数量	
		(↓占用の期間は空欄可能)	(例) VPφ100mm	L=0.0m 道路占用する管延長を記載	
占用の期間	令和00年00月00日から令和00年00月00日まで	間	占用物件の構造	硬質塩化ビニル管 道路占用する管の材質を記載	
工事の時期	令和00年00月00日から令和00年00月00日まで	間	工事実施の方法	請負施工	
道路の復旧方法	(↑工事の終期は必ず記載) 原形復旧		添付書類	案内図(1/50000) 平面図(1/500) 縦断面図(縦1/100 横1/1000) 横断面図(1/100) 構造図(適宜) 保安図 現況写真	

記入要領

1「許可申請協議」、「第32条」及び「許可を申請」については、
2新規更新変更について、
3の番号及び年月日を
4申請者が法人であ
5代表者の氏名を記載
6変更の許可申請に
7()書きすること。
8「占用の目的」欄
9「場所」の欄には
10記載すること。「車
11「占用物件」欄に
12「占用物件の構造」
その旨を記載すること。
13「工事の実施方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は、開削・推進・
14シールド等の別を記載すること。
15「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を
16記載すること。
17「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付
18した場合に、その書類名を記載すること。
19各記入事項のうち、当該欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。

添付書類は以下のとおりとすること
(1) 案内図
(2) 側溝との接続図面（平面図・断面図）
(3) 住宅配置図（浄化槽排水経路の分かるもの）、間取り図
(4) 占用場所のカラー写真
(5) し尿浄化槽に関する調書（合併処理）
(6) 工場生産浄化槽認定シート
(道路規制を伴う場合) 保安図